



<論説>L. ワルラスの社会経済学(3) : Etude d'economie socialeに依拠して

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 立半, 雄彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002155

L. ワルラスの社会経済学 (3)

—Étude d'économie sociale に依拠して

立 雄 彦

IV. ワルラス社会経済学の積極的展開— その基礎的立場に即して

目 次

序 説. Étude d'économie sociale の示す体系性

A. ワルラス社会経済学の狭義の基礎理論

1. 方法論的認識論的考察

2. 人間学的存在論的考察

2. 1. 人間学的考察

2. 1. 1. 生理的経済的観点からの人間の分析——分業について

2. 1. 2. 心理的倫理的観点からの人間の分析——倫理的人格性について

(a). 感受性について

(b). 知性について

(b. 1.) 想像力について

(b. 2.) 悟性及び理性について

(c). 意志について

2. 1. 3. 労働者及び倫理的人格性について

2. 2. 存在論的考察

2. 2. 1. Art. Science, Moeurs, Industrie の定義と区別について

2. 2. 2. Art. Science, Moeurs, Industrie の相互的関連の分析——それらの調和性の論証について

3. 規範的性格を持った社会学的考察——社会の科学の一般的原理

3. 1. 社会の科学の本質規定

3. 2. 社会の事実の本質

3. 3. 社会の科学の一般的原理

B. ワルラス社会経済学の構成原理

1. 総合の方法の原理
 2. 社会主義と自由主義の総合
 3. 功利主義と倫理主義の総合
 4. 個人主義と共産主義の総合
- C. ワルラス社会経済学の基礎的立場についての最終的定式化

以 上

序説 *Etude d'économie sociale* の示す体系性について

我々の今迄の考察は、論文Ⅰ「社会主義と自由主義。」及び論文Ⅲ、⁽¹²⁰⁾
 「政治及び社会経済学の哲学的背景」における所謂現代合理主義への
 言及を除き、いまだ、積極的にワルラスの立場を提示しえず、専らワ
 ルラス生存時点での学界特にフランス学界での哲学的経済学的諸見解
 への批判を介して、それを間接的消極的に提示しえたに止ましたが、
 我々は今や上述の2つの論点を含んだワルラスの立場を体系的積極的
 に考察しうる段階にいたっている。だがかかる考察は副題にも示した
 如く、社会経済学の本来の課題である規範的性格を持つ社会的富の分
 配の理論の具体的内容ではなく、いはばその基礎的立場の考察と規定
 しえ、社会経済学の本来の研究はかかる考察の後に行われるべきこと
 に注意しなければならない。そして更に立ち入って考えるとき、かかる
 基礎的立場は単に社会経済学のみでなく純粹・応用経済学に対しても
 基礎的であると推察しうる。そこで以下かかる基礎的立場をより詳
 細に規定することにする。

ワルラスの *Etude d'économie sociale* は次の4点に従って体系化さ
 れうる。1. ワルラス当時の政治及び社会経済学更に社会の科学、及び
 それらを基礎づける哲学的諸見解の分析と批判、2. 社会倫理学の基礎
 理論、3. 社会倫理学の構成原理、4. 社会経済学の固有の内容及び体制
 論がそれである。そしてこれらの各々が暗黙の内に前提している立場、
 或いは論理的要請が現代合理主義という純粹に哲学的な立場である。

二
三
六

(120) 大阪府立大学経済研究、第49号、昭和42年8月号、

(121) 大阪府立大学経済研究、第50号、昭和42年10月号

我々はここで、2及び3を一括して基礎理論と名付け、2を特に狭義の基礎理論と、3を構成原理と名付けることとする。

ワルラスは、第1に、かかる学界の状況を、社会主義と自由主義、従って理念主義と経験主義、功利主義と倫理主義従って唯物主義と精神主義、更に、個人主義と共産主義の対立として把え、それぞれの立場に、政治及び社会経済学、更に社会の科学を関連させ、分析かつ批判した。そしてかかる分析は、我々がワルラス当時の学界の状況を知りつくしていない場合、きわめて理解しがたく、彼の叙述もきわめて明晰さを欠くものであった。だが我々はかかる批判的考察を介して、ワルラスの立場を間接的消極的には理解しうるものと考え、その意味を評価したい。

ワルラスは、第2に、上述の狭義の基礎理論として、次の諸領域を設定した。(1)理念と現実、従って理論或いは科学と実践或いは政策の本質規定を介しての、方法論的認識論的考察、(2)人間存在に対する生理的経済的、心理的倫理的という二重の観点からするいわば人間学的考察と、それに基いての Art, Science, Moeurs, Industrie、従って, beau,(美) vrai,(真理) justice(正義) intérêt(利害) という4つの範疇及び基準についての本質規定、更にこれら4者の調和性を論証するいわば存在論的考察、(3)個人と国家、秩序と正義、条件と位置、権威と自由、平等と不平等についての本質規定とそれに基いての社会の科学の一般的原理を確立するいわば規範的性格を持つ社会学的考察がそれである。⁽¹²²⁾

ワルラスは、最後に以上の狭義の基礎理論を踏まえて当初対立的に

(122) 我々はここで規範的性格を持つ社会学的考察という表現を用いたが、ワルラスはかかる社会学を Giddings の Theory of socialisme (1897) に従って Cénonique (Cœnonics) と名付け、その本質を倫理的で合理的な科学、(science morale et rationnelle) と規定し、sociologie という名称を従来の記述的で自然的な社会の科学に留保している。従って我々は Cénonique 的考察と上記の表現をおきかえてもよい。Étude d'économie politique appliquée p. 266 参照。

把えられた、(a)社会主義と自由主義、(b)功利主義と倫理主義、(c)個人主義と共産主義とを所謂綜合の方法の原理を媒介として綜合し、そのことにより、社会の科学及び社会倫理学の構成原理を導出した。その際狭義の基礎理論の(1), (2), (3)が、各々構成原理の(a), (b), (c)に対応しつつ先行していることに我々は注意せねばならない。更に、ワルラスの所謂現代合理主義は、唯物主義、精神主義、経験主義、理念主義といった純粹に哲学的立場を綜合し、ワルラスの純粹哲学的立場を明示した。その際、純粹哲学的次元の唯物主義、精神主義及び、経験主義、理念主義の対立は、倫理学的次元での、功利主義、倫理主義、自由主義、社会主義の対立に対応するものと考えられた。

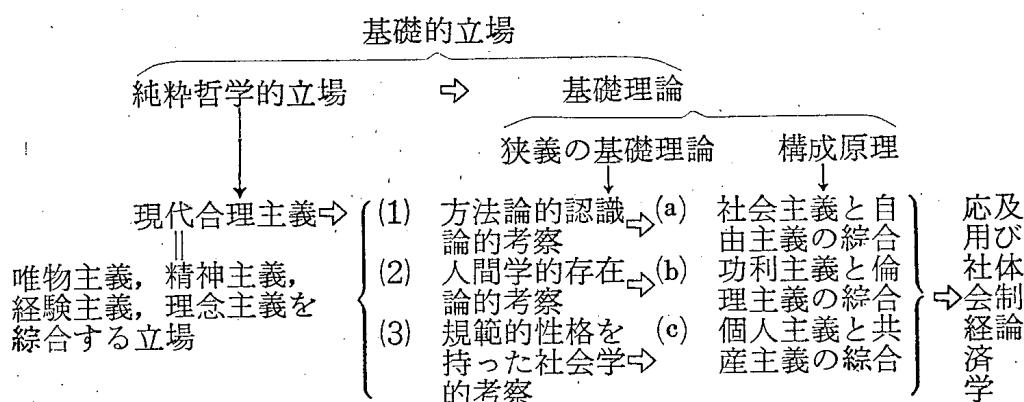
以上の考察から、我々が副題に示した基礎的立場という概念は、上述の狭義の基礎理論及び構成原理と、更には、現代合理主義をも共に包摂した立場と考えられねばならない。もとよりワルラスは、以上の如き *Étude d'économie sociale* にみられる論理的構造、体系性を明確に叙述してはいないが、我々の理解したかぎり *Étude d'économie sociale* はこの様な体系性を示しているのである。だが以上に論じた限りでは所謂基礎理論は単に社会倫理学に対してのものと考えられており、事実ワルラスは、純粹経済学及び社会倫理学（社会の科学はその中心部分を占めるものと考えられている）を社会経済学の隣接領域として規定している。⁽¹²³⁾ しかしながら我々は隣接領域という表現を純粹経済学のみに限り、ワルラスの所謂社会倫理学の基礎理論及び構成原理、従って我々の所謂基礎理論を、単に社会経済学に対してのみでなく、⁽¹²⁴⁾ 広く、ワルラス経済思想体系全体の、即ち、純粹経済学と、一括して経済政策論と規定しうる應用、社会経済学及び両者を媒介して成立しうるいはば体制論に対する基礎理論と規定することが、妥当であると考える。より具体的に規定すれば現代合理主義は、狭義の基礎理論及

(123) L. Walras, *Etude d'économie sociale*. p. 175.

(124) 大阪府立大学経済研究、第49号、昭和42年8月号。L. ワルラスの社会経済学(1)論文 I 「社会主義と自由主義」

び構成原理を含んだワルラス体系全体に対して、狭義の基礎理論の内1・2は純粹経済学に対して、1, 2, 3は経済政策論に対して、そして構成原理はとくに経済政策論に対して、特に基礎的立場をなすものと考えうるであろう。勿論純粹経済学の基礎的考察はこれのみに止まらず、ローザンヌ学派に共通の特質である相互依存性の思想に焦点を絞りつつ別個に考察しなければならないけれども。⁽¹²⁵⁾

以下図式的に上述の論述を整理しておく。



我々は以下かかる図式が示す認識構造の内容をまず狭義の基礎理論の各々について、次に構成原理の各々について、特に狭義の基礎理論の各々との論理的関連に留意しつつ考察し、最後に、論文Ⅲで考察した現代合理主義とこれら基礎理論との関連を考察してワルラス経済思想体系の基礎的立場についての考察を終りたいと思う。

ここで我々は、以下の考察でワルラスが使用する認識方法について注意をうながしておきたい。ワルラスの方法はやがて明らかになる様に二重的構造を持っている。即ち、具体的現実から分析的に二重の観点に従い抽象的理念を抽出し、しかるのち再びかかる二重の観点を総合し抽象的理念から再び具体的現実へ、しかし今度は具体的現実の理念に到達するという構造を持っている。その際ワルラスは二重の観点から各々把えられた抽象的理念を矛盾対立的にいわば弁証法的に動的に把えるのではなく、同一的調和的に従ってまた静的に把えている。

(125) L'École de Lausanne, par Firmin Oules p. 27~p. 37.

ワルラスの目的はあく迄も事柄の調和性の論証にあったといいうるのである。またかかる方法をあらかじめ知っておくことは、以下の考察の理解にとり必らずしも無意味なことではないと考える。

最後に次の2点をお言断りしておきたい。第1に、我々は当面の目標をあく迄社会経済学に求め、特に *Étude d'économie sociale* の地味な内容理解を試みているのであり、いまだ、応用経済学を含んだ経済政策論全体、純粹経済学への研究を試みてはいない。従って厳密には、「社会経済学の積極的展開——その基礎的立場に即して」という表題は不正確ではあるが便宜的に採用せざるをえなかった。

第2に、私は「L. ワルラスの社会経済学(2)」を執筆中、大阪府立大学経済研究叢書執筆の推めを受けたが、それ故に、論文IVの具体的内容のより詳細な考察を支障なき限り執筆する予定の叢書に譲り、本論集では、論文IVにつきその骨子を出来るかぎり簡潔化することに努めた。勿論このときでも我々は必要不可欠の論点をすべて論じる様心がけたつもりである。

A. ワルラス社会経済学の狭義の基礎理論

1. 方法論的認識論的考察

論述の順序としては、狭義の基礎理論の1、即ち方法論的認識論的考察から始めなければならないが、我々はこの部分を既に論文I、社会主義と自由主義の中に包摂して考察している。従ってこの部分は省略し論文Iに譲りたい。またのことから論文Iの体系上の位置をも理解願いたい。そこには勿論構成原理の(a)も含まれている。

2. 人間学的存在論的考察

2.1. 人間学的考察

人間は、物理的人間（即ち動物的人間）と、倫理的人間（即ち本来の人間）とに区別しえ、これらの区別の基準はそのまま自然と人間の区別の基準に等しい。⁽¹²⁷⁾ そして我々は、考察を専ら本来の人間の生理的心理的諸能力及びその活動的表現に限定する。ワルラスは本来の人間

一
二
三

(126) L. Walras, op. cit. p. 99. *De l'homme et de la société.* 中の 4e Leçon, 5e Leçon 参照のこと。

(127) op. cit. p. 101~p. 102.

に特徴的な(1)分業への資質(2)倫理的人格性の事実を重視し、これらを自然的事実であると同時に人間の生理的心理的基盤、人的事実の二重の基盤と考える。⁽¹²⁸⁾

ワルラスは *Element d'économie politique pure* で人的事実を人間の意志の働きにその起源を持つ事実、自然的事実を、⁽¹²⁹⁾ 盲目的必然的な自然的諸力の働きにその起源を持つ事実と定義しているが、上述の自然的事実は *Element* で定義されているものとは若干ニュアンスを異にし、いわば高次の自然的事実、むしろ人間の意志の働きを超越した事実と定義せらるべきものである。要するにワルラスの人間学的考察はこれら 2 つの高次の自然的事実に集約され、(1)の研究が生理的経済的観点からの人間分析を(2)の研究が心理的倫理的観点からの人間分析をなす。

2.1.1. 生理的経済的観点からの人間の分析——分業について

ワルラスは人間と動物との間に存在する生理的差異として人間の解剖学的構造の特徴就中手の構造、即ち親指と 4 本の指からなる動物との明らかな差異に着目し、かかる差異から人間に特有の分業の事実を、即ち、人間的欲求満足のための人間間での労働の分割即ち各々の専門的職業への特化と更に各自の産業の産物の相互的交換による一つの連帶性の事実を演繹する。⁽¹³⁰⁾ 更に、ワルラスは分業を行いえぬ動物はその欲求を直接的即時的に満足させうるにすぎぬが、人間は分業の事実により、彼の欲求を間接的非即時的に満足させえ *Bastiat* の表現を借りて『分業なくしては我々の欲求は我々の能力を超えるが、分業により我々の能力は我々の欲求を超える』と迄極言する。そして、人間の解剖学的特徴がもたらす分業可能性の事実に人間の動物に対する生理的優越性を見出し、また分業の成果の中に入間の動物に対する経済

(128) op. cit. p. 102 ~ p. 102.

(129) L. Walras. *Element d'économie politique pure*. p. 16 ~ p17. Sec.I,

(130) L'Walras *Étude d'économie sociale* p. 102.

(131) ibid. p. 103.

的優越性を見出す。更に分業は上述した意味での高次の自然的事実であり人間現象を対象とする科学にとり、論証を要せぬ、そこから出發せざるをえないいわば公理的事実であることを指摘する。⁽¹³²⁾勿論高次の自然性は分業そのものについていいうにすぎず、分業の具体的あり方が人的事実であることはいう迄もない。

2.1.2. 心理的倫理的観点からの人間の分析

—倫理的人格性について

我々はカント哲学のワルラスへの間接的影響の証明を、消極的に、論文Ⅲにて与えたが、ここで以下の論述全体を一應その積極的証明のためにあてたい。⁽¹³³⁾何故ならば我々にはワルラスの以下の人間分析が——我々は紙数の制約上それを極度に圧縮したが——例えはカント哲学体系を哲学的人間学と規定する試み（高坂正顕著カント）に見られる如く、いわばカント的構想に類似した哲学的人間学の如くに思えるからである。勿論ワルラスの分析は、その深さ及び範囲、厳密性、体系性において、カント哲学に比しはあるかに拙劣なものであり、表現において異なる側面（例えは直観や、純粹統覚或いは意識一般への明示的な言及のこと等々）をも含んでいるが、カントとの近親性は、特に、知性の分析に見出しうると思われる。即ち、感性、悟性、理性の区別、就中、悟性と理性の区別は、カントに固有のものであるからである。そして我々はワルラスの人間分析の不備をカント哲学を介して補強しうるものと信じている。なおこの点を徹底して究明するためにはワルラスが座右の書と呼び、彼の哲学的教養に徹底的な影響を与えたと思われる Vacherot の “La Méthaphysique et la science” (1858) を考察する必要がある。ワルラスの立場は Vacherot との完全な一致を示してはいないが、一應 Vacherot 的な立場を踏まえてそれを若干の点で越克したと推察しうるから Vacherot の考えを些細に考察することは意味のあることかも知れない。（この点については、L. Walras, Études d'économie politique appliquée, Esquisse d'une doctrine, economie et sociale p. 459～p. 461 を参照されたい。）

人間は 3 つの心理的能力 (faculté psychologique) 即ち感受性 (sensibilité), 知性 (intelligence), 意志 (volonté) を持つ。感受性は同情的及

(132) ibid. p. 103～p. 104.

(133) 大阪府立大学経済研究、第50号、昭和42年9月号、L. ワルラスの社会経済学(2)、論文Ⅲ、政治及び社会経済学の哲学的背景参照のこと。

び美的愛 (amour sympathétique ou esthétique) により、知性は理性を伴った悟性 (entendement avec raison) により、意志は意識 (conscience) 及び自由 (liberté) により各々特徴づけられる。⁽¹³⁴⁾ 以下これら 3つの能力につき詳細に分析すべきであるが、ここでは要点のみを記し叢書に譲る。

(a) 感受性について⁽¹³⁵⁾

人間と動物は共に等しく 1, 快不快という感覚的感動 (sensation) 2, 欽喜や苦惱という感情 (sentiment) を感受し得る。1 は物理的感受性 (sensibilité physique), 2 は、精神的感受性 (sensibilité morale) とも名付けうる。1 は感覚の中に位置し、2 は意識の中に位置するものである。また 1 及び 2 は快及び歓びを与える原因を同化しようとして、不快或いは苦惱を与える原因を避けようとする傾向を持つ。即ち、1, 2 は人間と動物に共通の従って動物的或いは本能的感受到性であるが、それは、その原理として自己愛 (amour de soi) 換言すれば自己保存の本能を持つ。そしてワルラスは 1, 2 を (自己) 関心的情感 (émotion intéressée) とも名付ける。だが人間にはこの外に没 (自己) 関心的情感 (émotion desinteressées) と名付けうる感動が存在する。それは本能からでなく心情 (coeurs) から来るが、それこそが人間的感受到性を完成させ、本質的に特徴づけるものである。またかかる没 (自己) 関心的情感は人間に対してばかりか自然に対しても生じるが、ワルラスはこの 2 つを区別して前者に同情 (sympathie), 後者に美的感覚 (sens esthétique) という名称を与えている。

(b) 知性について⁽¹³⁶⁾

ワルラスは、想像力、悟性、理性について分析し、かつ、経験主義者及び理念主義者から自己を区別する。

(134) L, Walras, Étude d'économie sociale. p. 104.

(135) 以下の分析については, ibid. p. 104~p. 109

(136) 以下の分析については ibid. p. 110~114.

(b.1) 想像力(imagination)について、想像力の機能は、感覚的感動や感情の様々な契機を集め収容しそれにより知覚(perception)をつくりあげることである。知覚には外的知覚(perception extérieure)と内的知覚(perception intime)とが存在し前者は外的対象(objet extérieure)の後者は内的主体(sujet intime)の第1次的印象(impression)を与える。これら2つは、人間と動物に共通である。

(b.2) 悟性及び理性について

悟性(entendement)の機能は想像力の与える外的内的知覚をもとにして、具体的及び抽象的概念、即ち、悟性的概念(notions)を与えることである。そしてかかる悟性的概念の構成に際して我々は対象を定義及び銘名することが出来、従って人間は言語及び科学を悟性の働きに負っている。ここで注意すべきことは、ワルラスが悟性の機能と判断力や推理作用を区別しながらも、それらに立ち入った考察を加えていないことである。通常判断力は悟性に推理作用は理性に結びつけられているから我々もその様に考えておく。特に悟性とは判断の能力であり感性と結びついて認識(connaissance)を成立させる働きであり、理性は推理の能力或いは思惟の能力であり超感性的な理念の世界にかかわるものと考えうるであろう。更に理性の本質を悟性との比較において明らかにすべく悟性の機能をワルラスに従い立ち入って規定すれば次の如く考えうる。即ち悟性は知覚された対象をその本質(essence)を構成すべく存在(être)に、その実存(existence)を構成すべく様式(mode)に、その量(quantité)を構成すべく数(nombre)や大きさ(grandeur)にその質(qualité)を構成すべく型(types)に、その関係を構成すべく原因(cause)目的(fins)法則(loi)に連絡づける。だがこの様に悟性の働きにより範疇化せられた知覚即ち、悟性的概念しての本質は、個別的(individual), 実存は現象的(phénoménal), 質は不完全(imparfait), 量は有限(finies), 関係は偶然的(contingent), 相対的(relative), 依存的(dependant)であることが分る。それに反して理性は、本質を普遍的

(universal) なもの、実存を実体的 (substancial) なもの、質を完全 (parfait) なもの、量を無限 (infinie) なもの、関係を必然的 (necessaire), 絶対的 (absolu), 独立的 (independante) なものとして、思惟し うる (coneevoir) 能力を持つ。即ちワルラスは、悟性的概念を媒介として、合理的抽象或いは思惟能力により、普遍、実体、完全、無限、必然、絶対、独立という超感性的形而上の概念即ち理性概念 (conception) 或いは理念を導出することが、その固有の機能である知的能力を理性と名付ける。

以上の人間知性の分析を介してワルラスは人間の知性の本質を、それを徒らに神格化することなく、精神、即ち想像力、悟性的能力、従って判断力、理性的能力従って推理作用からのみ形式 (forme) をつくりさせ、思考のすべての内容 (matiere) を経験から借りることにより明らかにした。この点についてワルラスは自己の立場が Locke の原理との一致を示していると論じ、更に『精神の中には経験から来ない何物もない。たとえ精神自体は経験からは来ないとしても』という Leibnitz の表現を引用し、そこに自己の立場の規定を見出している。これは既述した現代合理主義そのものである。

(c) 意志について

動物の意志は盲目的運命的従って本能的であるが、人間の意志は意識的でありかつ自由により特徴づけられる。動物が何んらかの目的を追求するとき、その活動を支配するものは、その中にある自然、本能である。だが動物は本能的に与えられるその感覚的感動、感情、認識、意欲等を、人間の如く一にして統一的で同一的な内的主体即ち自我 (moi) の諸々の能力として意識しえない。即ち動物には人間の如き自我の意識、即ち我の自覚がない。だがかかる我の自覚こそ人間自からの支配を可能ならしめ、従って自由たらしめるものである。より具体的にいえば、人間は、知性的諸能力がもたらす内的主体、外的対象の

(137) この点については ibid. p. 115~p. 118

認識と、内的外的感受性のもたらす感動に支えられ、他者ではなくこの私の諸々の意欲内容を意識化しうる。即ち、自己が何を意欲し何を意欲していないか、何を意欲すべきで何を意欲すべきでないか更に意欲された内容は現実化可能であるかを洞察しえ、この洞察を介して実現すべき諸々の目的間の選択と諸々の適合的な手段の内からの選択とをなしえ、かかる選択において自由行使しえ従って自己の行為の結果に責任を負いうる。但し自由そのものは自発性として実在しうるが認識しえぬものである。ところで人間の意志の働きにつき精神主義及び唯物主義は意見の対立を示している。彼等は共に善悪を識別する能力が人間に備われることを認めるが、精神主義者は善悪の選択は即時的に普遍的な啓示 (révélation) により可能となると論じ、唯物主義者は、自己に利をもたらすものが善、もたらさぬものが悪と規定する立場から人間は常に善を行うと断定する。要するに両者は人間は常に善をのみ行うと規定し、従って人間の意志の属性である自由を真の意味で認めていない。だが自由とはワルラスによれば、善悪いずれへの自由である。更に、精神主義は、人間に善なるものを与える啓示は、普遍的従ってこの場合には超時空的に妥当しうるものと考えているが、ワルラスは、善悪の基準は時空的即ち歴史的・社会的制約を受けるものと考えている。けだし彼は神的理性をではなく人間の理性を問題としているからである。だが我々はワルラスの立場を単純に、所謂価値判断の相対主義的立場と考えてはならない。ワルラスは善悪の基準を合理的意志、従って実践理性の判断にもとめ、更にかかる理性を時空的制約を受けた集団的理性、或いは歴史的理性と規定し、時空的制約のもとでの普遍妥当性——一見形容矛盾の如きであるが実はそうではない——をかかる理性の価値判断に与えている。ここでまたカントの表現を借りるならば、「汝の意志の格率が常に同時的に普遍的立法の原理

(138) ibid. p. 149

として妥当しうる様に行行為せよ」という原則が、ワルラスの真意を適切に表現する様に考えられる。そしてここでの汝を、汝等即ち集合的理性におきかえることがより好ましいであろう。更に注意すべきことは善惡の基準はその内容に関して特に時空的制約を受けると考えられ、その形式に関しては超時空的な普遍妥当性が主張せられていることである。以下に考察する存在論的考察や規範的性格を持つ社会学的考察は善惡の基準に関してかかる超時空的に妥当する範疇を与えるものである。ただそれをいかに具体的に限定するかに際して、即ちその形式により統一される内容に関して時空的制約がそして勿論時空的制約以下の普遍妥当性が云々されているわけである。

2.1.3. 労働者及び倫理的人格性について

ワルラスは以上の如く人間存在を、生理的経済的、心理的倫理的という二重の観点からえた。前者の観点からは、人間とは、分業により彼等の欲求の水準に能力の水準を一致させるべく有機的に組織せられた存在として規定せられ、更に、かかる人間は、「職業の専門的分化に従事する労働者」(un travailleur livré à la spécialité des occupations)と定義せられる。後者の観点からは人間とは、動物と区別さるべき人間固有の特徴として、同情及び美的感覚により完成せられた感受性、悟性を伴った理性により完成せられた知性、意識的で自由な意志とを与えられた存在として規定せられ、更にこれら3つの心的能力を備えた人間は、倫理的人格 (personalité morale) と定義せられる。⁽¹⁴¹⁾ 注意すべきは、ワルラスにより同一の人間は二重の観点からとらえられており、各々の観点からとらえられた労働者或いは倫理的人格の一方のみでは単なる抽象にすぎず、具体的人間はこれら二重の観点の綜合の上に立ち労働者であると同時に、倫理的人格として、把えられねばならないということである。そして以上の人間についての分析的綜合的理解が

(139) 高坂正顯著カント p. 293.

(140) ibid. p. 119.

(141) ibid. p. 119.

ワルラスの人間学的考察のすべてである。それは次に考察する存在論的考察に論理的に先行すべきものである。

2.2. 存在論的考察

ワルラスの存在論的考察は、1、以下に論じる Art, Science, Industrie, Mœurs 及び beau, vrai, intérêt, justice という諸範疇及び諸基準の定義と区別、2、これら4つの範疇及び基準の相互関係の調和性の論証という二段階に分かれる。

2.2.1. Art, Science, Industrie, Mœurs の定義と区別について⁽¹⁴²⁾

Art とは、同情及び美的感覚の総体、或いは人間的感受性の人間及び非人格的存在との関係の総体と定義され、その基準或いは原理は美(beau)とせられる。芸術の本質はかかる artistic な活動に求めうる。

Science とは、悟性及び理性による notion 及び conceptions の導出従ってまた判断作用(jugement)、や推理作用の総体、或いは人間的知性と神、人間、自然との関係の総体と定義され、その基準或いは原理は真理(vrai)とせられる。科学や言語の本質はかかる scientific な活動に求めうる。

Industrie (ワルラスは、これを Travail とも名付ているがここでは Industrie で一貫したい。強いて訳語をあてはめるとすれば経済社会が適当であろう) とは、職業の専門的分化に従事する労働者としての人間が相互にとり結ぶ社会的関係の総体、或いは、分業を介しての、物の目的を人の目的に従属させることを目指した人と人との関係全体の物との関係の総体と定義せられ、その基準或いは原理は利(intérêt 或いは utile)とせられる。かかる Industrie は、人間の欲求の水準に能力の水準を位置づけることにより、人間の運命の完遂換言すれば倫理的人格の完成のために、必要なる条件である。

Mœurs (強いて訳語をあてはめるならば倫理社会が適当であろう) とは、倫理的人格の資格において人間が相互にとり結ぶ関係の総体、

(142) 以下の分析については ibid.p. 119~p. 121

或いは、権利義務の領域における人間の自由な決断と行為の総体と定義せられ、その基準或いは原理は善或いは正義 (*biens ou justice*) とせられる。Mœurs は、Industrie の成果を人間の欲求の満足のために適用することにより、人間の運命の完遂換言すれば倫理的人格を完成するに際しての必要条件である。この様に、Industrie と Mœurs は、人間の運命の完遂にとり二重の必要条件となる。

更にワルラスは、人間の知性、感受性の働きは受動的事実を介して現われ、逆に意志の働きは能動的事実を介して現れると論じ、Art, Science を本質的には受動的事実とみて、感受性知性に関連づけ、Industrie, Mœurs を本質的には能動的事実とみて意志に関連づける。⁽¹⁴³⁾

最後にワルラスは以上の Art, Science, Industrie, Mœurs という範疇及び beau, vrai, intérêt, justice という基準の区別及び定義は、普遍的に妥当しうると論じている。更に注意すべきことは、以上の分析成果が何んら現実に根拠をもたない空想的産物ではないということである。人間学的分析が、現実の人間存在の二重の観点からの分析を介した理念型の構成であったが故に、それに基礎づけられた存在論的考察も、現実に根拠を持つものである。⁽¹⁴⁴⁾

以上への補論、利価値及び善価値について。我々の欲求に対して何んらかの意味で満足を与える物的非物的存在の持つ属性を我々は有用性と定義し、かかる存在が何んらかの形で費消されることにより生じる満足感を量的に把握可能なものと仮定し、これを利価値と定義する。即ち利価値とは感受性の次元でとらえられた満足感である。それにかかる満足感は当該存在の費消を介して直接的即時的に得られるもの及び、間接的非即時的にえられると予想される究極的満足から逆に限定せられるものを共に含んでいる。更に、当該存在の費消以前にそれが与える上述の満足感が予想せられる場合にも、かかる存在は利価値を持つものと考えうる。次に、感受性の次元にてえうる満足感そのものは、ワルラスの所謂自己愛にその起源を有する感覚的感動即ち快、及び感情即ち歓びの外に、ワルラスの所謂没（自己）関心的情感、即ち

(143) *ibid.* p. 120.

(144) *ibid.* p. 121～p. 122.

(145) *ibid.* p. 122.

同情及び美的感覚が伴う感動を含んでいる。だが我々はかかる感動をすべて利価値に結びつけない。そのために我々は(自己)関心的情感と没(自己)関心的情感の区別と質的に異った自己中心的情感と非自己中心的情感を区別し利価値を上記の感動の内自己中心的情感に限定する。非自己中心的情感は例えばおぼれかかっている人間を救助するとか貧者に施しを与えるとかのその源動力として没(自己)関心的情感特に同情を持つ非自己中心的行為に伴う感動である。かかる感動は行為者に深い満足を与えるけれども、あく迄非自己中心的であるという理由で利価値の内容をなさない。だが映画をみて登場人物に同情することからえられた感動や演奏会での美的感動は共に没(自己)関心的情感であるが、あく迄も自己中心的方向を持つもので、利価値の内容をなすと考えうる。それでは善価値とはいかに考えうるか。それは理性の与える善惡の基準を前提とし、善の基準に合致した行為そのもの及びその与える成果が持つ価値である。従ってこれは、利価値の如く必ず感受性の次元に還元しうるものではない。それはあく迄知性的次元でとらえられねばならない。勿論善価値といえども、善行為と不可分離的であるから、何んらかの感性的満足を伴うではあろう。典型的には、合理的基準に合致した善なる行為が伴う感動は同情に源を持つ深い感性的満足感を与えるであろう。だがすべての善行為がかかる濃密な感動を伴うものではなく、きわめて稀薄な感動を伴うにすぎないであろうし、たとえ同情に源を発する行為でもそれが善の基準に合致しない場合には、かかる感動は善価値に無縁なのであるから、ここでの本質的な点は理性による善惡の基準の附与に求められねばならない。この様に利価値と善価値とを定義したとき、両者は必ずしも矛盾対立する概念であるとはいえぬことが分る。自己中心的行為が善行為であることは当然ありうることである。最後に注意すべきことは経済的行為と利価値とは密接に関係するが前者は利価値をもたらす物的非物的存在、より厳密には稀少なる存在即ち社会的富を利用可能な状態におくこと即ち調達することであり、後者はかかる存在の何んらかの費消を介して実現せられたものであるから、明らかに区別せられねばならない。かかる費消行為を経済的行為ということは出来ないであろう。

2.2.2. Art, Science, Mœurs, Industrie の相互的関連の分析—

(146)

—それらの調和性の論証

ワルラスはかかる論証を、分業或いは Industrie を軸にして、分業と倫理的人格性を結びつけ、Industrie に Mœurs, Science, Art を結び

一
二
三

(146) 以下の分析については ibid. p. 123~p. 146. 参照のこと。

つけることにより行おうとする。⁽¹⁴⁷⁾

分業に対して倫理的人格性が、即ち、感受性、知性、意志という秀れて人間的な心理的諸能力が必要なる理由は、⁽¹⁴⁸⁾ ほぼ自明のことであるから、我々はこの詳細を叢書に譲ることにする。そして、この事実から分業に従事する労働者としての人間と、倫理的人格としての人間とは矛盾対立しないこと、換言すれば、倫理的人格性の完成はそのまま労働者としての質的完成に結びつくことが論証される。逆にまた労働者としての質的完成は間接的に倫理的人格の完成に結びつくといいうる⁽¹⁴⁹⁾ であろう。この点が実はワルラスの論証のきめ手となるのである。我々は従って専ら、Industrie と Mœurs, Science, Art との関連の分析に考察を限らねばならぬが、この点についても Industrie と Mœurs との⁽¹⁵⁰⁾ 関連の分析を除いてはほぼ自明であるから、結局 Industrie と Mœurs との関係の調和性の論証に考察を限定し、他のいっさいの詳細は、叢書に譲ることにする。また、ワルラスは Industrie と Mœurs についての関係の一般的分析をより具体的に考察するために、所有、家族、⁽¹⁵¹⁾ 政府等について特殊的分析を行っているが、この点をも我々は省略する。

ワルラスにとっては、人間の運命の完遂即ち倫理的人格性の完成が究極の目的であり、⁽¹⁵²⁾ Industrie 及び Mœurs はかかる目的に対する二重⁽¹⁵³⁾ の条件であった。従ってワルラスの思想は広い意味で人格主義と規定しうるであろう。ところで人間は高次の自然的事実である社会或いは社会的関係の中でのみ個人として存在しえ、本来孤立的な倫理的人格

(147) ibid. p. 128, p. 129~p. 130.

(148) ibid. p. 129. p. 130. 以下

(149) ibid. p. 131. p. 140~p. 141. 及び p. 92.

一 (150) ibid. p. 129~p. 130. 以下、特に Industrie と Science, 及び Art, 分業と知性及び感受性の関係については p. 136. 以下

(151) ibid. p. 132. p. 133~p. 136.

(152) ibid. p. 125.

(153) ibid. p. 123~p. 124. p. 125, p. 140~p. 141.

性の完成という究極目的は、相互依存的連帶的なかかる社会の中でのみ行われうる。そして *Industrie* 及び *Mœurs* は二重的にかかる社会即ち経済社会及び倫理社会と考えられねばならない。*Industrie*において各人は労働者として彼の専門に属する特定の生産物のみを生産しうるにすぎず、彼が必要とする他のすべての生産物は他人の生産に依拠している。即ち倫理的人格の完成の第 1 の条件である経済的条件に関して各人はまず相互に依存的連帶的である。⁽¹⁵⁴⁾ *Mœurs* において各人は倫理的人格として相互に関係をとり結ぶ。かかる関係は権利義務に支配せられた連帶であり、各人が互に各人の倫理的人格の完成を整合調整するといった連帶性である。だが *Industrie, Mœurs* のかかる連帶性の事実はそれ自体高次の自然的事実であるが、同時に倫理的人格の完成という目的に照らして合理的に組織せられねばならず、その点からは人間の意志の産物たる人的事実である。⁽¹⁵⁵⁾ そこで我々の問題はかかる二つの範疇の合理的組織化が互に調和的であるか否かを論証することに絞ぼられる。⁽¹⁵⁶⁾ 率直にいってワルラスのこの点の論証は曖昧さを残し、厳密に論理的であるとはいがたく、理念というよりはむしろ信念といいかえてもさしつかえないほどであるが、我々はその真意を汲みつつ次の様に論じうると考える。即ち労働者としての人間が従事する専門的職業への専心が、彼の全人格的能力を何んらかの程度において要求し、それが更に彼の倫理的人格性の完成に導き、今度は逆に、倫理的人格性の完成が労働者としての彼の能力の完成に結実するためには、いかなる条件が必要であるかという問題を提起し、それに答えることにより、我々はこの問題の解決の端緒をつかみうるであろう。まず労働者としての人間が彼の専門的職業を可能なるかぎり完全に果しうるために、彼の全人格的能力が何んらかの程度で要求せられることは、ほ

(154) *ibid.* p. 132.

(155) *ibid.* p. 132.

(156) *ibid.* p. 124～p. 125.

(157) *ibid.* p. 127.

ぼ自明である（この点の論証は省略した）。しかしこのことが更に彼の倫理的人格の完成に結実するには、*Mœurs* の完全なる組織化が必要な条件となる。より具体的に論ずれば、個人と国家との相互的な権利義務の尊重、従って後に我々が社会の科学の一般的原理を考察する時明らかにする様に、個人の自由と国家の権威の均衡を介しての秩序、条件の平等と位置の不平等の均衡を介しての正義の確立が必要である。例えば所有の問題に限っても、労働の成果の個人的帰属が保証され、土地所有に基く不労所得が否定せられていなければ、そうでない場合とくらべて、労働する階級は人格性完成の経済的条件を、従って余暇を欠き、有閑階級は労働を介して倫理的人格の完成にいたる必要性を見出しえず、ありあまる余暇をもてあますことにより倫理的退廃の危機に見舞われるのである。⁽¹⁵⁸⁾ 次に、倫理的人格の完成が労働者としての能力の完成を導くためには、より根本的には彼の労働の成果が社会的に有益であることが、つまり社会の必要とする物を彼が生産しうることが保証せられねばならない。このためには、*Industrie* の完全な組織化が必要となる。この様に倫理的人格性の完成という究極の目的にとり *Mœurs* と *Industrie* は二重の必要条件であり、そしてこの両条件が互に矛盾的であるかぎり倫理的人格の完成は不可能であることが論証せられる。このことからまず両者は調和的であらねばならぬという要請が生じる。だが要請のみではいまだ論証とはいえない。そのためには2つは共

(158) *ibid.* p. 145～p. 146. 社会経済学の本来の内容の考察において示すつもりであるがワルラスは階級性の存在を、主として所有の観点から洞察している。特に彼は、土地国有化の立場から土地の個人への帰属を不正とみて、土地所有階級の消滅を主張し、逆に、租税特に、労働俸給への租税を不正とみて、租税廃止の立場から、プロレタリアート階級の救済を主張する。だが、資本の所有に関しては、彼は、その私有の否定について明確な断定を避けている。彼は資本の所有が本来労働所得からの節約による貯蓄により生じたと考え、かかる資本への利子を節約への報酬と考えているからである。従って資本は国家と個人に分有せられることになる。我々はこの考え方を、彼の土地国有化論を前提とした場合、大体肯定しうるものと考えている。

に必要条件であるが、対等の資格でではなく *Mœurs* が *Industrie* に對してより基本的であるという論点を導入しなければならない。我々は *Mœurs* の完全化のもとで、*Industrie* がいまだ不完全なることを想像しうる。しかし *Mœurs* が不完全なるときの *Industrie* の完全化は、利害の原理が正義の原理に優越するという価値基準を承認するかぎりでのみ肯定しうる。そしてワルラスの思想の本質からみてかかる完全化は眞の意味の完全化とはいえない。ワルラスは正義と利害とが矛盾対立するとき自からは正義をえらびとると断言しているからである。⁽¹⁵⁹⁾ 彼の論証は従ってあらかじめ正義を利害に優越させた上で両者の調和性の論証である。そこでこの根本思想から出発するとき、*Industrie* の完全化とは、同時に *Mœurs* の完全化を伴わねばならぬから、我々の論証は、様々の *Mœurs* の組織化に対応しそれに制約された様々の *Industrie* の完全化の内、特に *Mœurs* の完全化に対応する *Industrie* の完全化が、利害の原理を完全にみたすものであるという点に絞ばられねばならない。このことは正義の原理と利害の原理の相対的独立性と矛盾しない。従ってかかる論証のためには、利害の基準或いは原理のより具体的な規定が不可欠である。この点についてもワルラスははなはだ曖昧であるが、彼の真意は恐らく、社会的富の生産量即ち、国民所得の総量をもつて利害の原理の具体的規定とする点に存すると考えられる。そしてこの基準以外に我々は様々の *Mœurs* の組織化に対応した *Industrie* の成果を共通の物指で測定しえぬ様に思える。勿論かかる基準以外に我々は各自の欲求を感性的次元に環元し量的に測定することにより、即ち、所謂各自の効用函数に従い、これらを何んらか一定の方法で社会的に総計することにより、効用の社会的総計をもって新たな基準となしうる如く、考えうるかも知れない。しかしそのためには各自の効用は異質的であり、そのままでは合計しえないから、これらを何んらか共通の同質的量に環元しその上で総計する基準を導

(159) ibid. p. 227~p. 228

出しなければならなくなる。そしてこの場合またしてもかかる基準は *Mœurs* の何んらかの組織化を支える原理に従って、変りえてその内のいづれを選ぶべきかの基準を我々は容易に見出しえない。しかしながらこの反論に対しても、各人は倫理的人格として平等に扱われる権利を持つというワルラスの根本思想から、各人の効用の総計にあたり各人は等しいウエイトを附されねばならぬと考えることが出来るならば、我々は効用の社会的総計により、利害の原理の具体的規定を考えることも出来るであろう。だが我々はこの点についてのワルラスの考え方を今の段階で性急に断定することをさしひかえ、一応社会的富の総生産量をもって、それがいかに社会の成員間に分配せられ、その結果何んらかの基準に従いいかなる社会的効用の総量として現われるかを問わず、(また、社会的富の測定に伴うあらゆる困難を度外視して)、利害の原理への合致をはかる物指しとせざるをえない。そこでかかる物指しに従っての判定の結果 *Mœurs* の完全なる組織化に対応した *Industrie* の成果が、利害の原理に最も完全に合致するというワルラスの確信は結局倫理的人格の完成が労働者の能力の向上にそのまま結合する、⁽¹⁶⁰⁾ という唯一の根拠に基くのである。(我々はかかる根拠をほぼ自明として、その論証を省略したが、ワルラスは分業は倫理的人格性を要求するとしてその論証を与えていた。) けだし *Mœurs* の様々の組織化の内、完全なる組織のみが、倫理的人格の完成の必要条件として最も秀れているから、もしそれに対応する *Industrie* が完全に組織化せられているならば、それは他のいづれの *Industrie* よりも、高度な労働能力を伴ったものとなり、総生産量を最大化ならしめうるはずだからである。だが問題は *Mœurs* 及び *Industrie* の完全化をいかに具体的に規定するかである。*Mœurs* については、社会経済学個有の内容が、*Industrie* については応用経済学が、両者の統一については、⁽¹⁶¹⁾ 体制論がかかる問題に答えていることをさしあたり指摘しておく。

(160) *ibid.* p. 140.

最後に注意すべきことは、ワルラスの方法の持つ性格である。即ちワルラスの、上述の Art, Science, Industrie, Mœurs の調和性の論証——我々は軸となる Industrie と Mœurs との調和性をのみ論証し他の点は省略したが——はあく迄も理念的世界での調和性の論証であり、現実的世界でのそれではないということである。ワルラス自身現実的世界でのこれらの関係が矛盾対立的であることを認めている。だが更に注意すべきことはかかる理念は既述の如く現実にその基礎を持つ現実の理念化であり、その意味で現実的世界の評価の基準ともなりえ、現実的世界の変革の方向をも与え、更に用い方如何ではいったん調和性の論証が与えられた以上、現実をその疎外形態として理解し、調和的であるべき要因を矛盾対立させて、現実の動的分析に役立てることも出来るということである。

以上で我々はワルラスの存在論的考察を終了する。そしてかかる考察は、既述の如く社会経済学の構成原理の内の、功利主義と倫理主義の綜合に対して論理的に先行すべきものである。

3. 規範的性格を持った社会学的考察——社会の科学の一般的原理⁽¹⁶²⁾

3.1. 社会の科学の本質規定

社会の科学は、社会の事実を即ち、人間或いは倫理的人格が相互にとり結ぶ社会の関係或いは権利、義務の関係を対象とする。⁽¹⁶³⁾ そして社会の科学は存在するものの外に存在すべきもの即ち主体的で理念的な法則をも定式化せねばならない。⁽¹⁶⁴⁾ 従って社会の科学は、純粹科学的部分を媒介とした規範的性格を持つ。そして規範的性格ということは、かかる科学の普遍妥当性という意味での科学性を少しもそこなわない。あたかも数学的物理学における真理が誤謬と対立区別せられる如く、

(161) 以上の論証は、必らずしもワルラスの原文に忠実ではない。むしろ原文からその真意を読みとり我々の言葉で表現したものである。

(162) 以下の分析については、L. Walras, *Étude d'économie sociale*, Sixième Leçon. p. 147. 以下参照のこと。

(163) ibid. p. 148.

(164) ibid. p. 148.

社会の科学においても善は悪に対立区別せられ、善惡の基準は普遍妥當的である。⁽¹⁶⁵⁾ それは個人的感情ではなく集合的理性 (*raison collective*)⁽¹⁶⁶⁾ にその根拠を持つ。ここで注意すべきことは、既述した如くワルラスのいう普遍妥當性の意味は、善惡の基準の根拠を集合的理性の普遍妥當性への洞察力に求めているという点から解釈されねばならぬことである。従って善惡の内容は特定の時空的制約を受け、特定の歴史的社會的現実から集合的理性により洞察せられるわけである。

3.2. 社会の事実の本質

ワルラスは社会の事実の起源を人的と考え、社会を便宜的で人間の意志の自由に従属すると考える社会契約論の立場を否定し、社会を我々の所謂高次の自然的必然的事実と考える。

3.3. 社会の科学の一般的原理

ワルラスはまず社会の科学の基礎的範疇として、個人、一般的社会的条件、国家、特殊的人格的位置を区別する。

個人 (*individu*) とは、それが属している社会から抽象された存在としての人間、或いはすべての他の人間から独立した運命を完遂するものと考えられた各々の倫理的人格と定義せられる。

一般的社会的条件 (*condition social general*) とは、諸々の個人により形成せられた社会から諸々の個人を抽象した後に残るもの、即ち、個人的活動の社会的環境と定義せられる。

国家 (*Etat*) とは、一般的的社会的条件の設立のための自然的必然的動因 (*agent*) 即ち、相互に連帶的に各自の運命を成就するものと考えられた倫理的人格の総体と定義せられる。

特殊的人格的位置 (*position personnelle particulière*) とは、一般的社会的条件という環境の中で活動する個人の活動の成果と定義せられ⁽¹⁶⁸⁾ る。

(165) *ibid.* p. 149.

(166) *ibid.* p. 149.

(167) *ibid.* p. 150~p. 153.

そしてかかる4つの要因の共存は二重の問題、即ち秩序 (ordre) と正義 (justice) の問題の素材となる。

秩序の問題とは次の如く定義せられる。各人の運命の完遂即ち倫理的人格の完成を目的として人々はいかなる場合に、特殊的人格的位置の探究、獲得、保持という個人の主導権に属する権限により決断し、孤立的に行動しなければならず、いかなる場合に、一般的社会的条件の樹立、維持、改良という国家の主導権に属する権限により決断し、⁽¹⁶⁹⁾国家という実体の中で集団的に行動しなければならないかがそれである。

正義の問題とは次の如く定義せられる。各人の運命の完遂を目的としてなされた諸々努力及び成果について、人々は、いかなる場合に、与えられた特殊的人格的な位置の個人的享受 (jouissance) を認める権限を介して、個人的に享受しなければならず、いかなる場合に、一般的社会的条件の集団的或いは共同的享受を認める権限を介して共同的⁽¹⁷⁰⁾集団的に享受しなければならないかがそれである。

以上の分析を基礎にしてワルラスは無秩序と不正がいかなる場合に生じうるかを分析する。無秩序は次の場合に生じる。1、人々が国家という実体の中で行動せねばならぬ場合に、個人的孤立的に行動するとき、換言すれば個人が一般的社会的条件の設立、維持、改良に干渉する場合、2、人々が個人的孤立的に行動せねばならぬ場合に、国家という実体の中で行動するとき、換言すれば国家が特殊的人格的位置の探究、獲得、保持に干渉する場合、がそれである。不正は次の場合に生じる。1、人々が共同で或いは集団的に享受せねばならぬ成果を個人的に享受する場合、換言すれば個人が国家がつくった一般的社会的条件を彼の利益のために転向させる場合、2、人々が個人的に享受せねばならぬ成果を共同で集団的に享受する場合、換言すれば国家が個人に与えられた特殊的人格的位置を国家の利益のために転向させる

(168) ibid. p. 153.

(169) ibid. p. 157~p. 154.

(170) ibid. p. 154.

場合、がそれである。⁽¹⁷¹⁾

この様にしてワルラスは、倫理的社會における人間の運命の完遂の超越的法則に到達したのちに、フランス革命の標語であった自由と平等という概念を上述の立場から分析し、それを介して社會の科學的一般的公式を定式化する。

国家なくして個人はありえず、個人なくして国家はありえない。この点は既述したところであるが、更に徹底して、國家とは、個人の単純で純粹な集団ではなく、それ自体一つの実存であり、その部分である個人の実存の算術的総計を超越した存在であるとワルラスは論じる。ワルラスによれば、個人と國家は等しい価値を持つ二つの社會的類型⁽¹⁷²⁾であり、國家の自然権は個人の自然権に等しきものと考えられている。このことを前提してワルラスは社會の科學的一般的原理の定式化に進む。

自由 (*liberté*) という概念は個人の争うべからざる権利を表わしており、他方権威 (*autorité*) という概念は國家の争うべからざる権利を表わしている。自由と権威の調和の中にのみ秩序の問題の真の解決が見出される。⁽¹⁷³⁾

平等 (*égalité*) という概念は國家の争うべからざる権利に対応しており、他方不平等 (*inégalité*) という概念は個人の争うべからざる権利に対応している。平等と不平等の調和の中にのみ正義の問題の真の解決が見出される。⁽¹⁷⁴⁾

國家が個人の権限を即ち自由を犯すことは秩序に反する。だが個人が國家の権限を即ち権威を侵すこともまた秩序に反する。そこでかかる無秩序を除去すべく、自由に支配せられる個人の主導権或いは個人的活動の領域と権威に支配せられる國家の主導権或いは國家的活動の一

(171) *ibid.* p. 155.

(172) *ibid.* p. 156~p. 157.

(173) *ibid.* p. 157~p. 158.

(174) *ibid.* p. 158.

領域とを明確に区別し、境界の規定をなさねばならない。そして秩序には総体の秩序と細部の秩序とが存在する。人間は彼の運命を自由に完遂する倫理的人格であるから、国家が個人に代り特殊的人格的位置の探究獲得保持に関するすべての働きに干渉することは細部の秩序に反する。この様にして国家は倫理的人格の完成を抑圧するからである。だが人間は社会の中でのみ、即ち人間的運命の完遂のための何んらかの社会的環境の中でのみ倫理的人格たりうるから個人が国家に代り一般的社会的条件の設立維持改良に関するすべての操作を引きうけるということは、総体の秩序に反する。この様にして倫理的人格の完成にとり必然的で不可避的な要因即ち社会的環境の、個人的利害に基いた⁽¹⁷⁵⁾設定の故に、倫理的人格の完成そのものも抑圧せられるからである。以上から、個人の自由は位置に関して存在しえ、国家の権威は条件に関して存在しうること、換言すれば、国家は一般的社会的条件の設立維持改良についてのみ権威を主張しえ、個人はかかる条件の中での特殊的人格的位置の探究獲得保持についてのみ、自由を主張しうることが分るであろう。そしてここに秩序の観点からの個人と国家の各々の⁽¹⁷⁶⁾権利と義務の分離と調和の公式が存在する。次に正義の観点からこの点につき考察しよう。正義の問題は、秩序の問題が、個人及び国家の活動領域に關係していたのとは異り、個人及び国家の活動の成果の享受に關係するものである。平等は集団的或いは共同的享受の側面において貫ぬかれねばならず、不平等は個人的享受の側面において貫ぬかれねばならない。さもなければ正義に反する。そして正義には双務的正義 (justice communitatif) と分配的正義 (justice distributive) が存在する。すべての人間は倫理的人格でありそれを完成させる権利を持つ。他方すべての人間が等しい感受性、知性、意志の力を持つとは限らず、しかも徳の習性により自己を倫理化し、惡徳の習性により自

(175) ibid. p. 158~p. 159.

(176) ibid. p. 159.

己を非倫理化する自由を持つ。それ故に、まず、すべての人間が等しく倫理的人格として認められず、国家の中で同一の一般的社会的条件を享受しえないことは双務的正義に反し、次に、その諸能力の異っていることから生じる個人的活動の成果の差異に応じて異った特殊的人格的位置を享受しえないということは分配的正義に反することになる。そして双務的正義と分配的正義が共に行われる場合にのみ、すべての人間はその倫理的人格の完成に対して責任を負いうことになるであろう。かくして、国家の中での条件の平等、個人にとっての位置の不平等、これが、正義の観点からする個人と国家の各々の権利義務の分離と調和の公式であることが分るであろう。⁽¹⁷⁷⁾

以上を要約すると個人の権利は自由に基いて行動し不平等な位置を探究獲得保持すること、国家の権利は権威に基いて行動し平等な条件をつくることに求めうる。個人の自由、国家の権威、条件の平等、位置の不平等これらが基本的範疇であり、秩序及び正義の基盤に立つ社会の組織化の超越的法則である。ワルラスは更にかかる法則は一般に個と集団の関係にも適用できるとして、上述の法則を、社会の科学の一般的公式と考えるのである。⁽¹⁷⁸⁾

最後に次の諸点に注意しておきたい。

1. 上述のワルラスの分析は、我々が既に指摘した如く、二重の構造を持っているということである。個人と国家、自由と権威、平等と不平等、更に秩序と正義という概念は、相互的二重的関係に立ち、いずれか一方では单なる抽象にすぎず、対をなす二つの概念の調和的均衡の上にこそ眞の意味での、個人と国家、自由と権威、平等と不平等、秩序と正義が存在するといいうるであろう。

2. ワルラスのかかる分析は、*Industrie* と *Mœurs* についての分析と同様規範的性格を持ち、理念的次元に属し、それ故に現実の評価の一

(177) *ibid.* p. 159～p. 161.

(178) *ibid.* p. 161～p. 162.

基準、現実変革の方向を与え、更に用い方如何では、調和を矛盾にとりかえることにより、即ち無秩序、不正の原因をさぐることにより、現実の動的分析に利用しうるといいうるであらう。

3. ワルラスのかかる公式は、更に、極度に形式的範疇論的であるから、これをいかに具体化し内容を与えるかという問題が我々に残されるであろう。ワルラスの経済政策論の固有の内容を我々はかかる形式のもとに把握しなければならない。

4. 上述の規範的性格を持つ社会的考察は、やがて考察する構成原理の内個人主義と共産主義の綜合に論理的に先行すべきものである。

B. ワルラス社会経済学の構成原理⁽¹⁷⁹⁾

序　　説

構成原理の意味如何については、当該論文の序説において論じたから、省略する。我々は以下の考察を 1. 総合の方法の原理 2. 社会主義と自由主義の綜合 3. 功利主義と倫理主義の綜合 4. 個人主義と共産主義の綜合という順序で展開する。その際狭義の基礎理論との論理的対応関係に留意したい。

1. 総合の方法の原理⁽¹⁸⁰⁾

ワルラスは自己の所謂総合の方法につき次の如く規定する。即ちそれはまず、対立する学説がその手続において如何なる形式に従っているかを明示する。次に観点の区別を導入し論争中の問題に対してかかる学説の各々の主張がいかなる観点もとで肯定せられ、いかなる観点のもとで否定せられるかを示しつつこれらの学説を批判かつ評価する。最後にこれらの学説の正しい部分を残し誤った部分を除去して、二重の観点の上に立ち総合にいたるといいう一連の手続をとるものである。従ってかかる方法の本質的特徴は如何にして観点の相違を導入するかということに、即ち、如何にして同一の問題に対する二重の接近方法

(179) 以下の点については、L'Warals Etude d'économie socia Iep. 175以下

(180) 以下の点については ibid. p. 175～p. 179.

を見出すかということに絞ぱりうる。

ワルラスは、次に純粹に哲学的な立場である唯物主義と精神主義、経験主義と理念主義を綜合せらるべき対立的立場として規定し、次の如く綜合する。⁽¹⁸¹⁾この点は論文Ⅲで、現代合理主義として我々の既に考察したところであった。そのときワルラスは唯物主義と精神主義については、感覚的表象従って自然或いは物理的存在、及び意識表象従って人間或いは倫理的存在という区別を導入し、前者の観点から唯物主義を後者の観点から精神主義を肯定した。また、経験主義と理念主義については、物理的存在及び倫理的存在、即ち感性的存在と、神或いは形而上の存在、即ち超感性的存在との区別を導入し、前者の観点から経験主義を、後者の観点から理念主義を肯定した。そして最終的には、感性的存在に対する唯物主義的精神主義的経験主義の権利を、超感性存在に対する理念主義の権利を肯定し、所謂現代合理主義の立場を明示した。ワルラスは更にかかる認識論的形而上学的次元での、唯物主義と精神主義、経験主義と理念主義の対立に、倫理学的次元での、功利主義と倫理主義、⁽¹⁸²⁾自由主義と社会主義の対立が対応すると論じ、更に、倫理学的次元に属する個人主義と共産主義の対立を加えてそれらを総合する。唯物主義は専ら感覚的表象に依拠し、それから、物理的存在のみならず倫理的存在についても論じるわけであるから、それが倫理学的発言を試みる場合、結局、感覚的な快或いは不快を善惡の基準とする功利主義に行きつかざるをえない。それに対して精神主義は専ら意識表象に依拠し、それから倫理的存在のみならず、物理的存在についても論じるわけであるが、それが倫理学的次元に属する発言を試みる場合、結局合理的意志の勝利或いは敗北を善惡の基準とする倫理主義（それは要するに禁欲主義的である）に行きつかざるをえない。更に経験主義は専ら経験即ち何んらかの現実的認識を介して、感性的存在のみな

(181) ibid. p. 176~p. 177.

(182) この点については ibid. p. 177~p. 179 をも参照されたい

(183) ibid. p. 179.

らず、超感性的存在への発言をも試みるわけであるから、現実的 existence を固有の対象とする政策或いは実践の立場にふさわしい自由主義に結合せざるをえないし、理念主義は専ら理性による理念的世界についての思惟を介して、超感性的存在のみならず、感性的存在への発言をも試みるわけであるから、理念的存在を固有の対象とする科学或いは理論の立場にふさわしい社会主義と結合せざるをえない。要するにワルラスの感性的存在に対する唯物主義的精神主義的経験主義の権利の肯定と、超感性的存在に対する理念主義の権利の肯定とを含んだ純粹哲学的立場は、現実的 existence に対する功利主義的であると同時に倫理主義的な更にまた個人主義的であると同時に共産主義的な自由主義の権利の肯定と、理念的存在に対する功利主義的であると同時に倫理主義的な更にまた個人主義的であると同時に共産主義的な社会主義の権利の肯定とを含んだ倫理学的立場に対応するであらう。そして自由主義の本質は、漸進的な理念の現実化に求めえ、社会主義の本質は、革新的な現実の理念化に求めうるから、現実の理念化→理念の現実化という相互媒介的作用により、かかる自由主義と社会主義の立場は調和的に綜合せられうるのである。更に、上述の、功利主義的、倫理主義的或いは、個人主義的、共産主義的という限定句は各々の立場が綜合せられた上で用いられていることに即ち綜合せられた二つの契機として生のままの意味でなく用いられていることに注意しなければならない。我々は以下、かかる倫理学的次元での各立場の綜合即ち、構成原理に進もう。

(184)

2. 社会主義自由主義との綜合

この部分は我々は論文 I に譲り、省略し、ただ、綜合のきめ手及び狭義の基礎理論との論理的関係に論点を絞ぼることにする。ここでの綜合のきめ手をなす観点の区別は理念と現実従って、理論及び科学と実践及び政策の区別である。そして前者の観点から社会主義に、後者

九八

(184) この点については ibid. p. 180~p. 188. 及び、大阪府立大学経済研究第49号、昭和42年8月、L. ワルラスの社会経済学(1)論文 I、社会主義と自由主義を参照されたい。

の観点から自由主義に、理が認められた。またかかる区別及び両者の調和性の論証を与えたものこそ、狭義の基礎理論として方法論的認識論的考察であったから、その構成原理への論理的先行の関係は明らかであろう。

3. 功利主義と倫理主義の綜合⁽¹⁸⁵⁾

ここでの綜合のきめ手は、利害と正義の区別、従ってまた *Industrie* と *Mœurs* の区別に求めうる。そしてかかる区別及び両者の調和性の論証を我々は狭義の基礎理論である人間学的存在論的考察において与えていた。従ってここでも狭義の基礎理論の構成原理に対する論理的先行の関係は明らかであろう。

我々はまず論文Ⅲで与えた功利主義及び倫理主義の倫理的帰結、特にその善惡の基準を再定式化しなければならない。功利主義にとり善惡の基準は感覚的感動 (sensation) の次元に環元せられ、快き感覚的感動をもたらすものは善であり、不快な感覚的感動をもたらすものは悪であった。だが我々はかかる立場の考え方を拡張し単に感覚的感動のみでなく自己愛にその源をもつ感情、更に同情或いは美的感覚という没(自己) 関心的情感 (emotion de l'interesées) を加えて、要するにかかる感性的次元に善惡の基準を環元し、快き感覚的感動及び歓びを伴った情感をもたらすものを善と、不快な感覚的感動及び苦惱を伴った情感をもたらすものを悪と定義し、その際かかる情感を我々の所謂自己中心的のものに限定し、要するに我々に利価値をもたらすものを善、そうでないものを悪と定義し、これを功利主義の倫理觀と考えようと思う。逆に倫理主義にとって善惡の基準は、合理的で自由なる意志の肉体的欲求、自己中心的な精神的欲求への勝利支配或いは敗北服従に求められる。そこでは、意志が合理的という限定を受けており、その方向は理性により与えられ、結局善惡の基準は功利主義者の如く主として感性的次元ではなく、主として知性的次元に環元せられていく。

る。かかる再定式化を踏まえて我々は次の如く論じうるであろう。

功利主義は *Industrie* を利害の原理に、即ち利価値の極大化に従って組織すべきであると論じるとき、それに理がもとめうるであろう。我々は従って功利主義者と共に応用経済学の基準を *intérêt* におくべきである。他方倫理主義は *Mœurs* を正義の原理に従って組織すべきであると論じるときそれに理が認めうるであろう。我々は従って倫理主義と共に、社会経済学の基準を *justice* におくべきである。そしてこの様に利害或いは *Industrie* に功利主義の、正義或いは *Mœurs* に倫理主義の権利を限定することにより、ワルラスは、⁽¹⁸⁶⁾ 2つの立場を綜合する。より具体的には、倫理主義の倫理観に従って正義の原理に合致する *Mœurs* を完全に組織化し、しかるのちにかかる *Mœurs* に制約せられた *Industrie* を功利主義の倫理観に従って利害の原理に完全に合致させて組織化することにより、倫理主義功利主義の倫理学上の立場は共に包摂されることになる。これが綜合の意味である。従って功利主義が *Mœurs* 即ち倫理的人格相互の関係をもそれ故社会経済学をも利害の原理に従属させ、倫理主義が *Industrie* 即ち、人と物との関係をも、それ故応用経済学をも正義の原理に従属させようとするとき、両者は⁽¹⁸⁷⁾ 共に誤りを犯すことになる。更に存在論的考察が示す様に *Art, Science, Mœurs, Industrie* が各々区別せられ、独立の領域を形成しつつ相互に調和的と考えることは功利主義及び倫理主義の倫理的帰結と矛盾するものである。功利主義の立場からは *Art, Science, Mœurs* は *Industrie* に吸收、従属せられ、それらのいずれの基準も利害で統一せられることになり、倫理主義の立場からは *Art, Science, Industrie* は *Mœurs* 吸収従属せられ、それらのいずれの基準も、正義で統一せら⁽¹⁸⁸⁾ れることになるからである。ここで注意すべきことは、同一の人間存在は労働者であると同時に倫理的人格であり、従って、重層的に、

(186) *ibid.* p. 191.

(187) *ibid.* p. 192.

(188) *ibid.* p. 195~p. 196.

artistic で scientific で ethical で、かつ economical な活動を行い例えれば芸術家や学者でさえ、労働者として分業の一環を荷うものと考えなければならぬことである。それ故 Art, Science, Mœurs, Industrie の区別は artistic な活動、scientific な活動 ethical な活動 economical な活動を各々その本質的活動として行う主体の区別には対応しないということである。確かに芸術家や学者の直接の目的は、美及び真理であり、その本質は経済的活動即ち利を求めての活動ではないが、それが間接的に利をもたらしえ、その様に予想せられていることの故に、それは同時に経済的活動の性格を帶び、分業の一環をなすものと考えられるのである。

(190) 4. 個人主義と共産主義の綜合

ここでの綜合のきめ手は、一般的社会的条件と特殊的個人的位置、従って国家と個人、権威と自由、平等と不平等の区別に求めうる。そして我々は、かかる諸範疇の区別と調和性の論証を、狭義の基礎理論である規範的性格を持った社会学的考察で与えていたから、ここでも、狭義の基礎理論の構成原理に対する論理的先行の関係は明らかであろう。

我々はここで、条件・位置、個人・国家、権威・自由、平等・不平等についてのいっさいの論述を、狭義の基礎理論に譲り、省略し、直ちに、個人主義と共産主義の綜合につき論じることにする。そして我々は、既述の秩序及び正義の問題、要するに社会問題に対する個人主義と共産主義の考え方を比較することから始めよう。

まず秩序の問題に関して、共産主義に比較したとき、個人主義は、個人が彼の運命を孤立的に自由に完遂する権利を持つと主張する点で正しく、逆にすべての個人の運命の完遂のための社会的環境を権威により集団的に樹立するという国家の権利を否定する点で誤っている。次に正義の問題に関して、個人主義に比較したとき共産主義は、個人

(189) ibid. p. 195

(190) この点については ibid. p. 196~p. 202.

が彼の運命の完遂のための社会的環境の中で集団的に完全に平等な足場を持つという人間の権利を主張する点で正しく、逆に個人の運命の完遂の成果を孤立的に不平等に享受するという個人の権利を否定する点で誤っている。⁽¹⁹¹⁾ この様に個人主義及び共産主義の秩序及び正義の問題に対する解決は、それぞれ一面的である。前者は自由と不平等に後者は権威と平等に傾斜しているといいうるであろう。そこで我々は、一般的社会的条件と特殊的人格的位置との区別を導入し、これにより、⁽¹⁹²⁾ 両者の立場を綜合しなければならない。

位置に関しては個人主義に、条件に関しては、共産主義に、理が認めうる。我々はこの点をより深く理解するために、ワルラスの社会学的考察を若干の点について拡充しつつ、再定式化しなければならない。そのために我々は次の諸範疇を区別する。 1. 個人的活動領域と、集団的活動領域 2. 個人的集団的を問わず活動成果の個人的享受と集団的享受 3. 条件と位置 4. 権威と自由、平等と不平等、従って、秩序と正義 5. 個人と國家がそれである。そしてこれらはすべて相互的な関係に立つ。このとき、まず集団的活動領域と活動成果の集団的享受とが条件に関係づけられ、個人的活動領域と活動成果の個人的享受が位置に関連づけられ、次に、集団的活動領域に権威が個人的活動領域に自由が関連づけられ、権威と自由の調和が即ち秩序であり、集団的活動成果の集団的享受が平等に、個人的活動成果の個人的享受が不平等に関連づけられ、平等と不平等の調和が即ち正義であり、最後に、個人的活動領域と活動成果の個人的享受とが個人に、集団的活動領域と活動成果の集団的享受が国家に関連づけられる。その際 1. 集団的活動成果の個人的享受 2. 集団的活動成果の集団的享受 3. 個人的活動成果の個人的享受 4. 個人的活動成果の集団的享受という4つの理念型が区別せられるが、個人的活動領域と集団的活動領域との境界の

(191) ibid. p. 200.

(192) ibid. p. 200.

設定が自由と権威の調和の上に即ち秩序的になされているならば、平等と不平等の調和である正義は、2. 3が共に充たされる場合に成立し、不正は、1或いは4が成立するとき生じるであろう。そこでこの様な原理をもとに、我々は個人主義及び共産主義を次の如く規定しうると考える。個人主義は、秩序の問題について、個人的活動領域をして集団的活動領域を侵害させた点で、即ち、自由をして権威を侵害させた点で誤っており、正義の問題について、集団的活動成果の個人的享受を肯定した点で、即ち不平等をして平等に代替せしめた点で誤っている。共産主義は、秩序の問題について、集団的活動領域をして個人的活動領域を侵害させた点で即ち、権威をして自由を侵害せしめた点で誤っており、正義の問題について、個人的活動の成果の集団的享受を肯定する点で即ち平等をして不平等に代替せしめた点で誤っている。逆に個人主義は、個人的活動の原理を自由に求め、個人的活動成果の個人的享受を不平等の原理に従って肯定する点で、即ち、位置に関する結論において正しき側面を持ち、共産主義は集団的活動の原理を権威に求め集団的活動成果の集団的享受を平等の原理に従って肯定する点で即ち条件に関する結論において正しき側面を持っている。この様にしてワルラスは、位置に関して個人主義の、条件に関して共産主義の、権利を肯定し、両者の綜合にいたるのである。我々は以上をきわめて形式的に説明するに止め具体例を引いての説明は、省略することにする。またかかる公式は、単に個人と国家のみでなく、一般に個と集団の問題に対して適用しうるであろう。そして具体的現実の社会は、かかる個と集団の錯綜的重層的関係から成立し、一つの観点から個或いは集団と規定しうるものも、他の観点からは、集団或いは個と規定しうる如き、構造を持つであろう。

以上において我々はワルラスの所謂社会経済学の、より正確にはワルラス経済政策論の構成原理についての考察を終了する。最後に次の

(193) ibid. 200. 我々の論述は、我々なりの表現でワルラスの論旨を展開したものである。

諸点について注意しておきたい。

1. 狹義の基礎理論においても論じた如く、ワルラスの分析は、理念的次元に属し、従って、現実評価の基準、現実変革の方向を与えるのみでなく更に、現実の動的分析の武器として利用しうるであろうということ。

2. ここにおいて、ワルラスは、我々が指摘した如き二重的方法を使用しており、その際あく迄も、対立する立場を、調和的・静的にとらえようとしていること、より具体的にいえば、まず区別せらるべき二重の観点を導入し、次にこれらを矛盾対立的でなく調和的にとらえ、かかる調和性の論証の上に立ち、綜合を企てていること、従って、対立的立場は、各々区別せられた二重の観点の各々が二重の問題の各々に対してのみその正当性を主張しうるにすぎぬにも拘らず、一方の観点から二重の問題全域に対する発言を試みたが故に、対立的矛盾的関係に陥ったということ、

3. ワルラスの論述は、きわめて形式的、範疇論的性質を持っており、我々はこれにいかに具体的な内容を与えるかという問題を残していること、そしてそれは、社会経済学の本来の課題であること、以上である。

C. L. ワルラスの基礎的立場についての最終的定式化

我々は最後に上述の基礎理論即ち、狭義の基礎理論及び構成原理と、ワルラスの純粹に哲学的な立場を示す現代合理主義との関係について簡略に論じておく。ワルラスは現代合理主義をかかる純粹哲学的立場に止まらず、個人と国家の本質規定を介しての倫理学上の立場をも含めて規定しているが（論文Ⅲ参照のこと）我々は後者をむしろ、規範的性格をもった社会学的考察の内容をなすものと考え、現代合理主義という表現により純粹哲学的立場をのみ意味せしめることが適當であると考える。そして結論的にいえば現代合理主義とは、かかる基礎理論的考察及び一般にワルラスのあらゆる科学的理論的、政策論的実践

的考察が、暗黙の内に前提せざををえぬもの、かかる前提と矛盾にはかかる考察自体が存在しえぬ如きいわば論理的要請であり、その明確な自覺化と規定しうるであろう。

論文Ⅲとの重複をさけ出来るかぎり簡略に現代合理主義を定義すれば、それは次の如く、経験主義、理念主義、唯物主義、精神主義を批判的に超克せるものであった。それは、経験主義の権利を、自然及び人間従って感性的存在の認識 (connaitre) に限定し、理念主義の従って理性の権利を神或いは形而上の存在、従って超感性的存在への思惟 (concevoir) に限定した。更にそれは 1. 唯物主義的経験主義 2. 精神主義的経験主義 3. 唯物主義的理念主義、4. 精神主義的理念主義を区別し、1 の権利を感覚的表象即ち外的経験を介しての自然認識に、2 の権利を意識表象即ち内的経験を介しての人間認識に、3 を感覚表象を介して実体或いは真实在を演繹しようとする立場、4 を、意識表象を介して実体或いは真实在を演繹しようとする立場と規定し、実体或いは真实在の思惟可能力を理性に認めつつも上記 3.4. の方法の誤りの故に、3.4 を否定した。即ち唯物主義的精神主義的理念主義という立場は本来経験主義であり、それが立場上の越権を犯した結果一見理念主義の如き外観を呈したにすぎぬと考えられた。従って、また現代合理主義は理念主義を完全に否定するのではなく、それが、思惟された神或いは形而上の存在従って超感性的存在から一方的に経験を無視して自然及び人間従って感性的存在の認識を演繹しようとするかぎりそれを否定し、それ故に超感性的存在への理性の思惟可能力を認めるかぎりにおいて理念主義を肯定しているのである。

ところで、上記の基礎理論及びワルラスの科学的認識は、それが理論であるかぎり現実の理念化という性質を持っている。従って我々はかかる理論構成に際して、現代合理主義の立場がいかに要請されるかを示せばよい。現実の理念化という表現が示す様に、理論構成には現実と理念の区別が前提せられており、かかる区別は、感性的存在と超感性的存在との区別に対応するから、現実から現実型を導出し、更に

現実型から、理念型を構成するという理論構成の手続きの前半において、我々は、感性的存在にかかわらざるをえず従って唯物主義的精神主義的経験主義の権利を肯定せざるをえないし、後半において我々は、超感性的存在にかかわらざるをえず従って理性の超感性的存在への思惟可能力を即ち理念主義を肯定せざるをえない。従って我々は、理論構成において現代合理主義的立場を暗黙の内に前提していたわけになる。このことは逆に、理念の現実化という実践的或いは政策論的考察にとっても同様に論じうる（但しこの点については、ワルラスの形而上学的立場からの論及が不可欠である。叢書にて考察したい）。けだし、超感性的存在である理念に対する思惟は、理念主義の権利を認めないかぎり肯定しえず、かかる理念の近似的現実化である現実の認識もまた、唯物主義的精神主義的経験主義を認めないかぎり肯定しえぬからである。

我々はこの様にしてワルラスの基礎的立場を 1. 現代合理主義、2. 狹義の基礎理論 3. 構成原理という 3 つの次元に分ち一応漸定的ではあるが定式化したと信じている。

1. ワルラス社会経済学の考察を打ち切るにあたり我々は次の論点を再考の余地あるものとして提示しておきたい。

我々は論文Ⅲ「政治及び社会経済学の哲学的背景」にて、ワルラスの所謂現代合理主義とカント哲学との関係に言及した際、ワルラスとカントとの相違点をワルラスによる理論理性の神或いは実体への認識能力の肯定に求めた。再考の余地あると思われるのかかる論点である。我々はそのとき認識という概念を曖昧さを残した形で使用していたが、ワルラスはそのときでも厳密に、connaitre と concevoir の使い分けを行なっていたし、更に両者の違いを *Economie politique appliquée, Esquisse d'une doctrine, economie et sociale* (p.493) にて次の如く与えているのである。即ち、connaitre は sentir 及び concevoir とは区別せられねばならぬこと、人間は自己を sentir し、神を concevoir しうるが、自己及び神について connaitre しえないこと、がそれである。つまり connaitre とは主観と客体の対立を予想した認識であり、sentir 及び connaitre とはかかる対立を超えたいはば高次の認識であると考えうるのである。そして、connaitre こそ認識するという訳語にふさわしい

限り、ワルラスは神或いは実体に対する理論理性の認識能力を少しも主張していぬことになる。ワルラスは単に理性は神或いは物体を concevoir しうる、従って普遍必然無限完全自存といった実体の属性を、主客合一的な高次の認識を介して concevoir しうることを主張しているにすぎない。そこで我々は上述の論文VIにおいてこの点を考慮に入れ concevoir する能力を思惟可能力と訳し、認識することと思惟しうることとを区別することにした。更に我々が、ワルラスが唯物主義的精神主義的経験主義が自己の立場から飛躍して神或いは実体について発言する権利を否定していることを考える時、神或いは実体を理性により concevoir するという意味での形而上学とは、明らかに従来の独断的形而上学とは区別せられねばならぬことが分る。それ故 concevoir という概念の解釈が問題の中心であり、その解釈如何では、ワルラスの立場は我々が考えた以上にカント哲学への近親性を示しているとも考えうるかも知れない。その場合ワルラスは所謂独断的な形而上学を否定する点でカントに等しく、新しき立場からの形而上学を意図している点でもカントの立場に近づくことになる。しかしながら我々は引き続きこの問題に対する断定を避け、再考の後叢書において確定的な答えを与えることに努力したい。なおその際ワルラス自身の形而上学の内容についても、主として *Economie politique appliquée* に従って考察することにしたい。なお我々が、理性の理論的使用から実践的使用に即ち実践理性の立場に転移するかぎり、かかる理論理性により思惟せられた理性的概念 (conception) 或いは理念は、実践理性の要請として、現実化せらるべき理念と考えられ、実践的な意味を帯びることから、上述の思惟可能力は価値判断を介しての理想への思惟の能力をも意味することを附加しておきたい。

2. 最後に我々は我々のこれから研究の方向を示しておく。まず当面我々は、ワルラスの社会経済学の内容理解を目指し、それが上述の構成原理をいかに踏まえているかを主要な関心事としつつ、純粋経済学応用経済学の媒介的包摂にも意識をくばって考察を展開しようと思う。そして我々は次に応用経済学を加えて、ワルラスの経済政策論として一つの統一的理解に努め、更に、ワルラスの純粋経済学を、基礎的立場の理解と内容的理解决して、最終的に、ワルラス経済思想体系の理解にいたりたいと考える。また、L. ワルラスの社会経済学と題した以上の論稿の本論集への掲載は一応ここで中断し、社会経済学固有の内容（これに体制論の素描を加えたものが叢書の内容である）についての考察は、支障のないかぎり執筆する予定の大坂府立大学経済研究叢書にて行いたい。

なお本論稿の作成にあたって暖い御教示をいただいた北野熊喜男先生に感謝の意を表わしたい。もとより論述のすべての責任は私に属るものである。